

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年1月1日～12月31日現在)

函館労働基準監督署

業種別	令和6年12月末			令和5年12月末			対前年		業種・割合 (%)	令和5年(確定)			
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率 (%)		死亡	休業4日以上	計	
全産業合計	6	700 (22)	706 (22)	3 (1)	774 (21)	777 (22)	-71	-9.1	100.0	3 (1)	861 (23)	864 (24)	
除く鉱業計	6	700 (22)	706 (22)	3 (1)	774 (21)	777 (22)	-71	-9.1	100.0	3 (1)	861 (23)	864 (24)	
製造業	1	116 (1)	117 (1)		99	99	18	18.2	16.6		109	109	
内 訳	水産食料品		60	60		50	50	10	20.0	8.5		59	59
	他の食料品		20	20		20	20			2.8		20	20
	木材木製品・家具		7	7		9	9	-2	-22.2	1.0		9	9
	窯業土石製品		7 (1)	7 (1)		2	2	5	250.0	1.0		2	2
	金属・機械		4	4		5	5	-1	-20.0	0.6		5	5
	輸送用機械等		7	7		4	4	3	75.0	1.0		4	4
	その他	1	11	12		9	9	3	33.3	1.7		10	10
鉱業													
土石採取業		3 (1)	3 (1)		1	1	2	200.0	0.4		1	1	
建設業	3	59	62		85 (6)	85 (6)	-23	-27.1	8.8		88 (6)	88 (6)	
内 訳	土木工事業	1	23	24		32 (5)	32 (5)	-8	-25.0	3.4		35 (5)	35 (5)
	建築工事業	1	28	29		32 (1)	32 (1)	-3	-9.4	4.1		32 (1)	32 (1)
	木造建築業		6	6		9	9	-3	-33.3	0.8		9	9
	その他の建設業	1	2	3		12	12	-9	-75.0	0.4		12	12
道路貨物運送業		54 (3)	54 (3)		43 (1)	43 (1)	11	25.6	7.6		45 (1)	45 (1)	
その他の運輸		8 (1)	8 (1)		11 (3)	11 (3)	-3	-27.3	1.1		11 (3)	11 (3)	
陸上貨物取扱業		2	2		1	1	1	100.0	0.3		1	1	
港湾運送業		1	1				1		0.1				
林業	1	6	7		4 (1)	4 (1)	3	75.0	1.0		4 (1)	4 (1)	
水産業		11	11	1	19	20	-9	-45.0	1.6	1	19	20	
卸売・小売業		67 (1)	67 (1)		70 (1)	70 (1)	-3	-4.3	9.5		76 (1)	76 (1)	
清掃業		28	28		26 (2)	26 (2)	2	7.7	4.0		35 (4)	35 (4)	
その他の事業	1	345 (15)	346 (15)	2 (1)	415 (7)	417 (8)	-71	-17.0	49.0	2 (1)	472 (7)	474 (8)	
内 訳	保健衛生業		260 (1)	260 (1)	1	321 (1)	322 (1)	-62	-19.3	36.8	1	370 (1)	371 (1)
	接客娯楽業		25 (6)	25 (6)		34	34	-9	-26.5	3.5		39	39
	その他	1	60 (8)	61 (8)	1 (1)	60 (6)	61 (7)			8.6	1 (1)	63 (6)	64 (7)
今月のコメント	<p>1 労働災害の状況(令和6年12月発生分) 全産業の労働災害は706名で、前年の同時期に比べ71名減少しています。 事故の型別では、多い順に「その他」200名、「転倒」156名、「動作の反動・無理な動作」69名となっています。</p> <p>2 12月受付分について 全体で73名の令和6年発生分の労働者死傷病報告を計上しました。業種別で多い順に保健衛生業が26名、製造業が13名、卸売・小売業が9名でした。</p> <p>3 コメント ・令和6年の業種別労働災害発生状況につきましては、令和7年3月末までに受理した労働者死傷病報告(令和6年発生分)を集計して確定いたしますので、本発生状況(12月末)は速報値です。 ・本格的な冬季を迎え、凍結路面を歩行中の転倒災害、吹雪等による視界不良時の交通災害、除雪作業時の重機との接触災害などの労働災害の発生が懸念されます。北海道労働局、各監督署では、「北海道冬季ゼロ災運動」を提唱しています。融雪剤・砂の散布や防滑靴の使用、車両の乗降時に手すりを利用した乗降等による転倒災害防止、重機の作業計画を作成し作業範囲内への立ち入り禁止措置を取り重機との接触災害防止、天候・路面状況に応じた運転や十分な車間距離の確保、早めのブレーキの励行による交通災害防止に取り組みましょう。詳細は、北海道労働局ホームページをご確認ください。</p>												